

# 令和6年度第2回鹿児島海区漁業調整委員会

## 議 事 録

### 1 日程等

#### (1) 日 時

令和6年6月14日（金）午後2時31分から午後3時9分まで

#### (2) 場 所

県庁10階漁業調整委員会室

#### (3) 出席者

次頁のとおり

### 2 議事内容及び結果

#### (1) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

→ 原案のとおり制限措置を定めることを適当とする旨、答申することを決定

#### (2) まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

→ 原案のとおり漁獲可能量を設定することを適当とする旨、答申することを決定

#### (3) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について（協議）

→ 原案のとおり鹿児島県連合海区漁業調整委員会へ提出することを決定

#### (4) まあじに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の運用について（報告）

→ 意見なし

令和6年度第2回鹿児島海区漁業調整委員会

日時：令和6年6月14日(金) 午後2時30分から

区 分	氏 名	出 欠
漁業者・漁業従事者委員	(会長) 阿久根 金也	○
漁業者・漁業従事者委員	川 畑 三 郎	○
漁業者・漁業従事者委員	楠 田 勇 二	○
漁業者・漁業従事者委員	小 崎 春 海	○
漁業者・漁業従事者委員	迫 田 洋 則	○
漁業者・漁業従事者委員	(会長職務代理者第1位) 重 信 雅 彦	○
漁業者・漁業従事者委員	田 村 眞 一	○
漁業者・漁業従事者委員	野 村 敬 司	○
学 識 経 験 委 員	(会長職務代理者第2位) 柳 原 重 臣	○
学 識 経 験 委 員	佐 野 雅 昭	○
学 識 経 験 委 員	西 一 樹	×
中 立 委 員	肥 後 正 司	○
中 立 委 員	前 田 圭 子	○
中 立 委 員	前 田 祝 成	×

(出席者) 12人

(欠席者) 2人

【事務局等】

職名	氏名
事務局長（水産振興課資源管理監）	板 坂 信 明
事務局次長（水産振興課漁業調整係長）	村 田 圭 助
書記（水産振興課漁業調整係主査）	赤 崎 の ど か
水産振興課漁業監理係技術主査	保 科 圭 佑
水産振興課漁業調整係水産技師	山 神 諒 平

— 令和6年6月14日（金）午後2時31分開始 —

**【開会】**

○ 板坂事務局長

ただいまから令和6年度第2回鹿児島海区漁業調整委員会を開催いたします。  
本日は、委員14人中12人の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。

注意事項です。発言は挙手の上、議長の了承を得た後に、マイクがお手元に届いてから行うようにしてください。

それでは、議長に挨拶と議事進行をお願いいたします。

○ 阿久根議長

皆さん、こんにちは。梅雨に入りましたが、本格的に降る前のひとときとか、いい天気はこちらはしておりますが、奄美は相当な注意報が出ていたみたいです。くれぐれもこれから先事故に遭わないように、気をつけて健康管理をしていただいて、水産振興に邁進していただきたいと思っております。

**【議事録署名者の指名】**

○ 阿久根議長

議事に入る前に議事録署名者について、私から指名することによろしいですか。

（「はい。」という声あり。）

○ 阿久根議長

それでは今回は川畑委員、肥後委員をお願いいたします。

（「はい。」という声あり。）

○ 阿久根議長

早速議題に入ります。

**【議題1 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）】**

○ 阿久根議長

議題1は「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について」です。これは諮問事項です。

県執行部からの説明をお願いします。

○ 事務局（山神水産技師）

水産振興課漁業調整係の山神です。議題1について御説明します。座って説明させていただきます。資料1の1ページを御覧ください。

本議題は諮問事項ですので、諮問文を読み上げさせていただきます。

(諮問文)

水振第17号  
令和6年6月14日  
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

○ 事務局(山神水産技師)

続いて2ページを御覧ください。

はじめに1番、小型まき網漁業について御説明します。

当該漁業許可は、令和6年8月1日に更新が予定されており、前回の委員会で公示に関する制限措置を諮問させていただいて、現在公示を行っているところです。今回追加で諮問させていただく2隻は、現在も許可を保有している漁船で、前回諮問させていただいた際には「更新予定なし」となっていましたが、更新を行いたいとのことでしたので制限措置を定めようとするものです。

前回、小型まき網のうち2そうまき網は、「今回の更新で現状から2隻減」と御説明させていただいたところですが、今回の追加により、現許可者全員が更新予定ということになります。制限措置の内容、申請すべき期間は現在公示中のものと同じものとしています。

続いて2番、固定式刺し網のうち、いせえび雑魚建て網漁業について御説明します。当該漁業は、川内原子力発電所周辺の共同漁業権から除外された区域において、いせえびを目的とした固定式刺し網漁業を営もうとするものです。毎年、九州電力と漁業者側で、発電所施設の管理運営に支障がないよう、操業時期や操業統数等について協議を行っており、協議が調った者について許可をしております。本年においても、公示する漁業時期及び人数で協議が調う見込みで、許可すべき船舶の数は、例年どおり26隻となっています。許可の有効期間は令和6年8月21日から令和6年12月31日で、申請する期間は令和6年7月1日から7月31日となっています。

3ページ目には、いせえび雑魚建て網漁業の操業区域、4ページ以降に参考資料を掲載しておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○ 阿久根議長

ただいま県執行部から説明がございましたが、委員の皆様方は、何か御意見・

御質問ございますか。

特に意見等はないようですので、議題1の「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について」は、原案のとおり定めることが適当の旨、答申することとしてよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○ 阿久根議長

それでは、そのように答申することに決定いたします。

【議題2 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）】

○ 阿久根議長

議題2は、「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」です。

これも諮問事項です。県執行部からの説明をお願いします。

○ 事務局（保科技術主査）

はい。水産振興課の保科です。資料2に基づいて説明をいたします。座って説明いたします。

資料2をめくっていただいて1ページ目をお願いします。

本事項は、諮問事項でございますので、1ページ目に諮問文を付けております。読み上げます。

(諮問文)

水振第168号－2  
令和6年6月14日  
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

このことについて、本県の知事管理漁獲可能量を別紙1のとおり定めたいので、漁業法第16条第2項に基づき貴委員会の意見を求めます。

また、同管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、別紙2の取扱いとしたいので、同条第5項において準用する第2項に基づき貴委員会の意見を併せて求めます。

## ○ 事務局（保科技術主査）

資料2ページ目をお願いします。資料2ページ目が別紙1となっております。

まず1番、令和6管理年度における本県に配分された漁獲可能量ですが、15,000トンが今回配分されております。これを2番に記載します知事管理漁獲可能量の配分方法、県資源管理方針の別紙に基づいて配分するものですが、こちらに則って配分をしております。

まず、配分された漁獲可能量のうち、概ね9割を当該管理年度の前々年度、つまり令和6管理年度の前々年度ですので、令和4年度までの3か年の平均値の比率に応じて、それぞれ知事管理区分に按分しております。そして、残りのおおむね1割を県留保枠とするというルールで今回は配分をいたしました。

中段の表をお願いします。こちらに令和2年から令和4年までの漁獲実績、そして平均値、比率をそれぞれ示しております。まき網につきましては、比率が88.4%、その他漁業において11.6%という比率でございました。こちらを15,000トンの9割にそれぞれ掛けまして、3番の設定案の表の通りの数字となっております。まき網につきましては、数量明示ということで、11,900トン、その他漁業におきましては、現行水準、目安数量として1,600トン。そして県留保枠が、残りの1割に当たります1,500トンという設定となっております。

今後の予定については、関係海区漁業調整委員会の諮問・答申、そして農林水産大臣の承認を経て、告示をする予定になっております。

そして、関連して3ページ目をお願いします。

3ページ目、別紙2ですが、今回設定します知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱いについて説明をさせていただくものです。内容としましては、前回の海区委員会で、県の資源管理方針に、他県へ融通について柔軟な対応しましょうということで追記をさせていただきました。そのことについて改めて説明をさせていただくものになります。

まず1番、「背景」ですが、県資源管理方針の別紙1-6第3において、字が小さくなっておりますが、このような規定がなされております。下の1-6の抜粋を御覧ください。第3の「配分の基準」ですが、1段落目「おって」から「～報告するものとする。」は、これまでの書きぶりとなっております。2段落目の「また」以下が、前回の海区委員会で説明をさせていただいた追記部分となりまして、読み上げますと、「県内知事管理区分間や他県等との融通により知事管理漁獲可能量に変更される場合は、あらかじめ鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとし、変更後に開催される鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に報告するものとする」という記載を追記しております。

今回説明しますのは、「あらかじめ意見を聴いて定めた方法」というところについて説明をするものです。

2番目の「具体的な取扱い」をお願いします。「あらかじめ意見を聴いて定めた方法」、これは大きく2パターン考えておりまして、まず、(1)本県への追加配分または他県から融通を受ける場合。こちらは当初の配分方法に応じた方法で追加配分を扱いますということを記載しております。現行水準で管理しております「その他漁業」においても、同様に追加配分を按分して配分するという考え方をしております。

(2)他県等へ融通する場合。こちらについては、配分を受ける者の合意があった場合、つまり漁獲可能量が与えられる魚種、配分を受ける者の合意があった場合、当該配分から合意があった数量を減じ県留保枠へ移し替えた後、農林水産大臣へ届け出ると。そして国の手続きに融通が成立しまして、(3)にあるとおり、変更後の海区委員会で報告するという流れを検討しております。

これ以外の方法につきましては、それぞれ意見を聞いてから変更を実施しておりますので、こちらについても併せて御確認いただければと思います。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○ 阿久根議長

ただいま県の方から説明がありましたが、委員の皆様方からこの件につきまして、御質問・御意見ございますか。

はい、野村委員。

○ 野村委員

「具体的な取扱い」の(1)のところ「現行水準の管理区分においては、目安数量も同様に扱う」とあるが、目安数量も追加配分をしてもらうことがあるんですか。

○ 阿久根議長

執行部。

○ 事務局（保科技術主査）

こちらについては、現在も追加配分があった場合、当初配分と同じ比率で按分をして追加をしているんですね。今年で言いますと、元々13,000トンだった枠に合計1,400トンほど増加があったわけですが、それについても当初の按分比率をもって、まき網に何トン、その他漁業に何トンという分け方はしているところです。扱いとしては、これまでと同様の考え方となっております。

○ 阿久根議長

はい、野村委員。

○ 野村委員

分け方が一緒ということですね。貰ったときの分け方が一緒ということですね。わかりました。

○ 阿久根議長

よろしいですか。

他に委員の皆様方から御質問・御意見ございますか。

はい、前田委員。

○ 前田（圭）委員

左のページの2の表の1つ目は、これまでの平均に比率の88.4%と11.6%を掛けているんですけども、例えば、下の段だけいっぱい捕れて追加配分を受けた

というときに、まだ余裕がある方にも8割を割り振るのはおかしくなることもあるのかなど、理屈上はとを感じるんですけども、いかがでしょうか。

○ 阿久根議長

はい、事務局。

○ 事務局（保科技術主査）

ありがとうございます。おっしゃるような状況には、当然なり得るものだと思います。その場合、この比率を変えて按分する場合には、事前に皆様の意見を聞いてから実施することになると思います。ただ、県の方も留保枠を持っているものですから、そちらを充てることも考えられます。場合によって対応は考えていくこととなります。

○ 阿久根議長

よろしいですか。他に委員の皆様ありますか。ありませんね。

それでは、特に御意見等はないようですので、議題2の「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」は、原案のとおり漁獲可能量を設定することが適当である旨、答申することによろしいですか。

（「はい。」という声あり。）

○ 阿久根議長

それでは、そのように答申いたします。

【議題3 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロックの提出議題について（協議）】

○ 阿久根議長

それでは議題3、議題3は「全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロックの提出議題について」です。これは協議事項です。

県執行部からの説明をお願いします。

○ 事務局（赤崎書記）

漁業調整係の赤崎です。資料3を御覧ください。座って説明をさせていただきます。1ページをお開きいただきまして、はじめに、この議題の概要について説明いたします。

1番目、中央要望活動までの主な流れについてです。今回協議をお願いする議題は、来年、令和7年度の秋頃に全漁調連が国へ要望する事項についてです。例年、表に記載の流れを経ております。まず5月に、県連合海区事務局において要望事項の事務局（案）を作成し、県内3海区の事務局に対して、各海区委員会において協議をするようお願いしております。次に2段目になりますが、本日、これから要望事項（案）について御協議いただき、その結果を県連合海区へと回答します。続いて3段目、7月に開催予定の県連合海区において、各海区からの回答を踏まえた、県連合海区としての要望事項（案）を協議します。県連合海区で

の協議結果は、10月頃に開催される全漁調連の九州ブロック会議へと提出します。最終的には、全漁調連において、全国4ブロックから提出のあった意見を踏まえ、要望事項（案）が整理されまして、令和7年5月頃に開催が予定されている全漁調連総会において、その内容が正式決定されることとなっております。

本日、協議いただく素案となる、県連合海区事務局から示されている要望事項（案）は、2番に記載されている3事項となります。3事項とも、継続事項であり、昨年度から変更はございません。

1事項ずつ御確認いただきたいと思っております。3ページを御覧ください。

まず、1つ目が、「大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について」です。要望内容としましては、「1鹿児島・熊毛及び奄美海域における大中型まき網漁業及び熊毛海域における沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し・拡大を図ること」、「2違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとする」との2点です。

続いて4ページをお開きください。

要望事項の2つ目は「日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について」です。要望内容としましては、「1国は、中国漁船の操業条件を遵守させること」、「2国は、中国漁船の操業条件を決定する交渉に当たっては、今後とも当県周辺水域には、まき網に限らず、一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと」、「3当県周辺水域における外国漁船の監視取締体制の強化を図ること」、「4日本漁船の安全な操業を確保すること」の4点です。

次に5ページをお開きください。

要望事項の3つ目は、「太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について」です。要望内容としましては、「1国際的な水産資源である太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴い、影響を受ける沿岸漁業者の経営の維持・安定を図るため、我が国の漁獲枠が早期に拡大されるよう関係各国への働き掛けを行うとともに、国内の漁獲枠配分に当たっては、沿岸漁業の操業特性に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと」、「2クロマグロの再放流技術の早急な確立と技術導入等への支援制度の拡充、他漁業への転換に必要な技術習得・漁具等に対する支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること」の2点です。

それでは、資料1ページにお戻りいただき、3番を御覧ください。

委員の皆様におかれましては、本日、ただいま御説明した3つの要望事項（案）について、県連合海区の事務局（案）のとおり継続要望するかどうかに加えて、国への新規要望事項がないか、また、10月頃に開催される九州ブロック会議で話題を提供したい項目や議論したい項目がないかを、御協議いただきたいと思っております。

なお、資料の7ページ以降に、参考として今年度の全漁調連の要望書を添付しております。

それでは、御協議のほどよろしく願いいたします。

## ○ 阿久根議長

ただいま県からの説明が終わりました。

要望事項案について、このままこれを上げてよろしいかという問いかけだった

と思います。他にこれを入れたらいいんじゃないかとかあれば、委員の皆様方が協議して設定することも可能だと思いますので、御意見・御質問ありませんか。

ありませんね。

毎年同じ文章で同じ要望で、回答も同じ回答でという繰り返しの様な気がいたします。特別に何かを差し込んだからといって、それに水産庁に新たなアクションがあるかといったら、これもなかなか難しいようでございます。

それでは、このまま要望案として、鹿児島県連合海区に鹿児島海区から提案するという事によろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○ 阿久根議長

では、議題3の「全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロックの提出議題について」は、原案のとおり、鹿児島県連合海区漁業調整委員会へ提案することとします。

【議題4 まあじに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の運用について(報告)】

○ 阿久根議長

続きまして議題4は、「まあじに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の運用について」です。これは報告事項ですね。

執行部から報告、説明をお願いいたします

○ 事務局(保科技術主査)

資料4に基づいて説明いたします。1枚めくっていただいて、1枚目をお願いします。「まあじに関する知事管理漁獲可能量の運用について」ということで、今回は、マアジ漁をする関係県・団体、これらの関係者の合意に基づきまして、国の留保枠からの追加配分がありましたので、それに伴い、県の知事管理漁獲可能量に変更されましたので、そのことについて報告をするものです。

なお、その内容については、県公報において5月21日に告示済みです。

2番目、本県に配分された漁獲可能量です。今回、鹿児島県には500トン追加配分があったところでした。そのため、変更前と変更後で言いますと、3,300トンから3,800トンになったという状況です。増えました500トンの配分方法については、県の資源管理方針の別紙に基づいて配分いたしまして、9割を前々年度までの3か年間の平均値の比率に応じて按分。そして残り1割を県留保枠とするという当初のルールで按分を行っております。

参考までに、令和2年から4年までの実績と配分比率については下の方にございますので、御確認ください。

変更後の数字につきましては、中段の表にありますとおり、まき網漁業においては2,200トンが2,450トンに、その他漁業については現行水準ですが、800トンから970トンに、県留保枠が300トンから380トンに変更されました。

以上で説明を終わります。

○ 阿久根議長

ただいま県の方から報告ということで説明がありました。この報告について、何か思うようなことがあったら、どうぞ。

ないですね。報告事項ですし、この前も説明済みのことだと思います。

特にないですね。

【その他】

○ 阿久根議長

それではその他、本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様方から報告、半分世間話のようなことでもよろしいので、水産に関わる近況でもございましたら、皆に聞いていただきたいことでもありましたら、どうぞ。

では、私から1つ。

今年も、先ほど田村委員からも事前に話があったのですが、もじゃこのですね、去年はうちが小割を噛まれて、金額にしたら500~600万円分逃がしてしまいました。今年はせっかく捕って1か月蓄養して、牛根漁協まで持っていったものをサメに網を噛まれたという事案が発生しております。金網に入れるにはまだ稚魚ですので、金網には入れられません。

それについていろいろ、磁石をぶら下げたり、イルカおどしをつけてみたりと我々もいろいろ思案してやっているところですが、今回、牛根漁協は相当な打撃がありました。種子島で白点病でやられ、やっと持ち帰った魚もそうして食いちぎられれば、成魚になる以前に稚魚で仕入れたものを逃がしてしまうと、養殖業は餌の高騰で苦しい中、大打撃どころじゃなくて廃業に追い込まれる方も出てくるのではないかと思います。

私が何を言いたいかというと、鹿児島県には水産試験場があれば、皆さん水産技術開発センターに転勤になって本庁に帰ってきたりする方々もいる中で、生け簀の周りにいるサメを生け簀に近づけない。

キハダとか、ほろびきトローリングにおけるサメ避けは何年も前から試験されてるようですが、この養殖生け簀の周りに来るサメ、イルカ。今年からはイルカが生け簀の周りにいるよって、笠沙の養殖業の方から連絡がきて、下から泡を吹いてると、泡を吹いてイタズラするわけよ。それで騒動したことがありました。そういうサメとかイルカを寄せ付けないような方法の研究とか、若しくは提案があれば、養殖の方々、もじゃこの方、一次蓄養の方が大変助かると思うのですが。

ここで即答できなくてもいいので、また来年に向けてあと10か月、11か月ありますから、去年も今年も事故が出ているので、せっかく捕ったもの、また、捕ってきたものを買上げたものが何百万も損害を与えると、もう一発で倒産するような危機がきますので。

今即答ができないのであればそういうことも。赤潮のプランクトンを調べるのもいいですけど、目に見える形のサメ、イルカについて生け簀に近づけない、それ以上は近づいてこないというようなことを水産技術開発センターと話して、早い段階で「こういう方法もあるみたいです」とかいうことを、話していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 迫田委員

うちの組合員で、1週間ぐらい前だったですけど、サバを釣るのに鮫が邪魔をするという話で、シャチの鳴き声を発生する装置があるみたいで、他の魚にも影響があるかどうかはわからないけど、その音波自体はサメは嫌うみたい。

養殖業であれば、別段、養殖の生け簀に下げるのであれば、全然問題ないのかな。そういうものがあるから、ちょっと県も調べてください。

○ 阿久根議長

このくらいの磁石で厚さはこのくらいのやつで業務用のやつで、それが効くらしいっていうのを聞いて、去年ぶら下げたら、そのときは噛まれなかったけど、分からないわけよこれが。

はい、田村委員。

○ 田村委員

会長が今言われたとおり、牛根漁協なんですよ。

言われたとおり、ワクチンの前に化繊網に入れて、約8m×8mの底が5mというものに大体2万匹ずつ入れて、それをワクチンを打つときに10mの網に1万5千なら1万5千という形でするんですけども。

私は金網の中にするんですけども、大手の連中がほとんどやられました、今年は。1業者10万ぐらいずつ、大きな問題です。

湾奥だからサメはいないという油断もあったんですよ。

重信委員が言うとおおり、鹿児島市内や外側の人たちは金網の中でやっている。

○ 重信委員

金網の中にもじゃこ網を入れてるから、サメから噛まれないんですよ。

○ 田村委員

来年はそういうシステムやろうかと。会長が言われたような磁石を下げるのか。野村委員に聞いたこいのぼりみたいなものをやるのか。音波でやるのか。そこあたりを聞きたいですので、まとめていろんなことを、よろしくお願いします。

○ 阿久根議長

暫時休憩します。

(休憩)

○ 阿久根議長

再開いたします。

本日の付議事項は以上であります。委員の皆様方から何かありますか。ありませんね。

それでは、事務局から何かありますか。

【閉会】

○ 阿久根議長

他に何もありませんので、これをもちまして、第2回鹿児島海区漁業調整委員会を閉会いたします。

議事進行に御協力いただき、誠にありがとうございました。

○ 板坂事務局長

ありがとうございました。

それでは、本日の委員会はこれで終了いたします。

— 令和6年6月14日（金）午後3時9分終了 —